

西脇市児童育成支援拠点事業委託
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 5 月

西脇市福祉部はぴいくサポートセンター

1 趣旨

本要領は、児童育成支援拠点事業（以下「本事業」という。）を委託する事業者を選定するための公募型プロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 事業名

児童育成支援拠点事業

(2) 事業内容

別紙「西脇市児童育成支援拠点事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間及び履行期間

契約期間：契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで

履行期間：令和8年10月1日から令和11年3月31日まで

なお、契約締結日の翌日から令和8年9月30日までは、本事業の実施に向けた準備期間とする。

(4) 提案限度額（消費税額及び地方消費税相当額を含む。）

各年度の委託限度額は、次の表のとおりとする。

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度
基本分	5,340千円	10,800千円	10,800千円
賃借料※1	600千円	1,200千円	1,200千円
改修・開設準備経費※2	4,000千円	—	—
合 計	9,940千円	12,000千円	12,000千円

※1 賃借料は、本事業を実施する施設が空き家や賃貸物件（空き家を含む。）の場合に、委託料の対象とする。

※2 改修・開設準備経費は、施設の改修費用（キッチン・トイレ等の改修、壁紙・床の張り替えなど）、備品・電化製品等の購入費（家具・エアコン・パソコン等）、礼金等を含むものとする。

(5) 事業計画書及び事業報告書

別紙「仕様書」とおり

3 西脇市児童育成支援拠点事業受託候補者選定委員会の設置

西脇市児童育成支援拠点事業受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、公募型プロポーザルにより、審査及び評価を行い、受託候補者を選定する。

4 参加資格事業者の要件

本事業の受託候補者選定に参加する事業者（以下「参加事業者」

という。)は、次の要件を全て満たす法人その他の団体であること。
なお、個人や共同事業体による応募は認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 西脇市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第 154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第 225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- (8) 個人情報について、適切な保護措置を講ずる体制を整備していること。
- (9) 別紙「仕様書」に定める本事業について、十分な事業遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び西脇市の指示に柔軟に対応できること。
- (10) 学齢期の児童を含む子どもの居場所又は児童福祉事業を運営した実績を有すること。なお、実績については西脇市内であるか、地方自治体からの受託事業であるか、常設の居場所であるか等は問わない（子ども食堂等も含む。）。
- (11) 西脇市に競争入札参加資格業者の登録を行っていること。ただし、登録されていない者については、「5 競争入札参加資格の追加登録」を行うこととする。

5 競争入札参加資格の追加登録

(1) 受付期間

令和 8 年 5 月 8 日（金）から令和 8 年 5 月 29 日（金）までの平日

(2) 受付時間

午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

(3) 提出先

〒677-8511 兵庫県西脇市下戸田 128番地の 1
西脇市役所 3 階 総務部契約課

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 提出書類

西脇市ホームページを参照のこと。

URL <https://www.city.nishiwaki.lg.jp>

令和8年5月8日公告 児童育成支援拠点事業委託公募型プロポーザル

(6) その他

追加登録は、本要領の参加資格の要件を全て満たす者で、本プロポーザルに参加申込みを行うもの限り、受付を行う。

6 質疑書の受付及び回答

(1) 本事業委託についての説明会は実施しない。

(2) 質疑書の様式は任意とする。該当箇所及び質疑内容が分かるように記載すること。

(3) 提出期限内に電子メールによりはぴいくサポートセンターへ提出すること。

はぴいくサポートセンター hapiiku@city.nishiwaki.lg.jp

※ 表題は「児童育成支援拠点事業委託公募型プロポーザル質疑書」とし、本文には、「郵便番号、住所、電話番号、事業者名、部署名、担当者名、電子メールアドレス」を記入すること。

(4) 質疑に対する回答は、西脇市ホームページに掲載する。

なお、質疑への回答書は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

7 参加表明書及び誓約書等関係書類の提出

(1) 提出書類

提出書類	提出部数、留意事項等
【様式第1号】参加表明書 (兼参加資格審査申請書) 及び誓約書	原本1部 代表者の印を押印すること。
【様式第2号】参加辞退届	原本1部 代表者の印を押印すること。 参加表明書及び誓約書の提出後に、 参加を辞退する場合は、提出すること。
【様式第3号】西脇市児童 育成支援拠点事業委託に係 る提案書	正本1部、副本8部表紙に代表者 の印を押印すること(正本のみ) 。副本の表紙は白紙とすること。

見積書（任意様式）	正本 1 部 代表者の印を押印すること。 本事業の税込金額を記載すること。
積算内訳書（任意様式）	正本 1 部 見積書の積算内訳（各区分、各年度分）を記載すること。

(2) 提出先

〒677-8511 兵庫県西脇市下戸田 128番地の1
西脇市役所 1 階 福祉部はぴいくサポートセンター

(3) 提出方法

提出期限までに、持参又は郵送（封筒の表に朱書きで「児童育成支援拠点事業委託公募型プロポーザル参加」と記載）すること。

8 プレゼンテーション・審査

(1) 資格審査

提出書類から、資格要件を満たしているか書類審査を行う。

(2) プレゼンテーション

ア 日時

令和 8 年 6 月 15 日（月）又は 16 日（火）

詳細は別途通知

イ 場所

西脇市役所 4 階 中会議室

ウ 実施時間

プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 15 分以内とする。

※ 準備・撤収は、審査前後の 10 分間の休憩時間に行うこと。

エ 準備物

パソコン等を使用する場合は、各自で準備すること。

（プロジェクター、スクリーンは西脇市で用意する。）

オ 出席者

責任者を含め 3 人までとする。

カ プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番

提案書等関係書類の受付順とする。なお、辞退が出た場合は、順次繰り上げる。

(3) 審査

児童育成支援拠点事業委託に係る提案書、見積書、プレゼンテーションから、選定委員会が別紙「児童育成支援拠点事業委託に係る公募型プロポーザル評価項目」に定める評価項目に基づき審査し、優先交渉権者及び次位得点者を決定する。

総合評価が同じ場合は選定委員会の多数決により決定し、同数

の場合は、委員長が決定する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

9 失格事項

参加事業者又は参加事業者の提出した書類が次のいずれかに該当する場合は、当該参加事業者は失格とする。

- (1) 書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 実施要領等に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合
- (4) 書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション、ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格を欠く事態が生じた場合

10 提出書類に関する留意事項

(1) 実施要領等の承諾

参加事業者は、提出書類の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

提出書類の作成に関して必要な費用は、参加事業者の負担とする。

(3) 著作権

参加事業者から、実施要領等に基づき提出された提出書類の著作権は、原則として参加事業者に帰属する。ただし、西脇市は、選定結果の公表等に必要な場合には、提出書類の内容は使用できるものとする。

(4) 提出書類の取扱い

ア 西脇市が受理した提出書類については、理由の如何にかかわらず返却しない。

イ 提出書類は、必要に応じ複写（庁内及び選定委員会での使用に限る。）することがある。

ウ 受託候補者以外の提出書類の内容は、参加事業者の承諾なしには利用しない。

エ 提出書類について、西脇市情報公開条例（平成17年西脇市条例第21号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を開示する場合があるので、不開示を希望する情報が含まれている場合

は、当該部分の指定とその理由を明記すること。

(5) 提出書類の変更

西脇市が受理した提出書類は、明らかな間違い、軽微な修正を除き、受理後の内容変更を認めない。ただし、選定委員会から要請があったものについてはこの限りでない。

(6) 西脇市が提示する資料の取扱い

西脇市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、西脇市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁ずる。

(7) 提出書類の追加提出

西脇市が提出書類の追加提出を求めた場合には、迅速に応じること。

11 受託候補者の決定

西脇市は優先交渉権者と契約締結に向けた協議を行い、協議が成立した場合に受託候補者として決定するものとする。なお、優先交渉権者においては、国税及び市税の納税証明書、登記事項証明書、決算関係種類、誓約書（暴力団排除条例）の提出を求めるものとする。協議が成立しなかった場合又は契約締結までに優先交渉権者が失格となった場合は、次位得点者を優先交渉権者として詳細協議を行う。

12 審査結果の公表及び通知

審査結果は、優先交渉権者の名称及び評価合計点並びに他の提案者の評価合計点について、令和8年6月22日（月）までに西脇市ホームページに掲載するとともに別途文書で参加事業者全員に通知する。

また、審査結果通知前に電話や来訪、電子メール等による問合せには応じない。なお、審査結果についての異議申立ては認めない。

13 公募型プロポーザル実施スケジュール

事項	日時
公募開始	令和8年5月8日（金）
質疑書の提出期限	令和8年5月15日（金） 午後5時15分まで（必着）
質疑書の回答	令和8年5月21日（木）
参加表明書及び誓約書の提出期限	令和8年5月29日（金）

	午後 5 時 15 分まで (必着)
事業委託に係る提案書、見積書、積算内訳書の提出期限	令和 8 年 6 月 5 日 (金) 午後 5 時 15 分まで (必着)
プレゼンテーション及びヒアリング 審査	令和 8 年 6 月 15 日 (月) 又は 6 月 16 日 (火)
受託候補者 (優先交渉権決定者) の 通知	令和 8 年 6 月 22 日 (月)

14 問合せ先

西脇市 福祉部はぴいくサポートセンター 担当 村上 真弓

電 話 : 0795-22-3111

メー ル : hapiiku@city.nishiwaki.lg.jp